

長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
<p>長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて</p> <p>平成13年6月29日 13監第132号 <u>最終改正 令和4年11月4日 4建企第347号</u></p> <p>従来から、長崎県が発注する工事の請負契約の締結にあたっては、長崎県建設工事標準請負契約書第4条の規定にかかわらず、長崎県財務規則第113条第3項の規定により、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約の保証を免除してきました。</p> <p>しかし、現下の建設産業をめぐる厳しい環境を踏まえ、<u>令和5年4月1日</u>以降に起工設計する工事のうち、当初の請負代金額が<u>250万円を超えるもの</u>の契約締結にあたっては、長崎県財務規則第113条第3号の規定にかかわらず、別紙1の取扱いを徹底することとしたので、通知します。</p> <p>1(1) 長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を<u>保証</u>する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一を求め、契約書案の提出とともに同表の右欄に掲げるものを提出させるものとする。</p>	<p>長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて</p> <p>平成13年6月29日 13監第132号 <u>最終改正 令和2年3月24日 31建企第790号</u></p> <p>従来から、長崎県が発注する工事の請負契約の締結にあたっては、長崎県建設工事標準請負契約書第4条の規定にかかわらず、長崎県財務規則第113条第3項の規定により、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約の保証を免除してきました。</p> <p>しかし、現下の建設産業をめぐる厳しい環境を踏まえ、<u>平成13年7月1日</u>以降に起工設計する工事のうち、当初の請負代金額が<u>300万円以上となるもの</u>の契約締結にあたっては、長崎県財務規則第113条第3号の規定にかかわらず、別紙1の取扱いを徹底することとしたので、通知します。</p> <p>1(1) 長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を<u>補償</u>する次の表の左欄に掲げる契約の保証の一を求め、契約書案の提出とともに同表の右欄に掲げるものを提出させるものとする。</p>

長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) (1)の規定にかかわらず、当初の請負代金額が<u>250万円以下</u>の工事については、<u>長崎県財務規則第113条第3号及び6号の規定により</u>取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負契約締結時における取扱い</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 金融機関等(保証事業会社)の保証についての取扱い 落札者から契約書の提出とともに、工事請負契約についての金融機関等(保証事業会社)の保証に係る保証書(保証証書)の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>保証</u>金額が、請負代金額の10分の1以上の金額であること。</p> <p>(ク)～(ケ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(2) (1)の規定にかかわらず、当初の請負代金額が<u>300万円未満</u>の工事については、<u>長崎県財務規則第113条第3号の規定により</u>取り扱うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負契約締結時における取扱い</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 金融機関等(保証事業会社)の保証についての取扱い 落札者から契約書の提出とともに、工事請負契約についての金融機関等(保証事業会社)の保証に係る保証書(保証証書)の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>補償</u>金額が、請負代金額の10分の1以上の金額であること。</p> <p>(ク)～(ケ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>

長崎県建設工事標準請負契約書第4条に規定する契約の保証に関する取扱いについて 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(参考) <u>令和5年4月1日から</u></p> <p>(1) 補正方法 契約保証の補正方法は、一般管理費等率に補正率を加算し補正するものとする。 保証の方法は、原則、発注者が金銭的保証を必要とする場合の補正率0.04%とする。 なお、当初設計金額が<u>250万円を超える</u>場合に補正の対象となる。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">履行保証説明書</p> <p>契約の保証について 落札者は、工事請負契約の締結にあたって、次の1から6に掲げるいずれかの履行保証措置を講じなければならない(ただし、当初の請負代金額が<u>250万円以下</u>のものは除く)。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(参考)</p> <p>(2) 補正方法 契約保証の補正方法は、一般管理費等率に補正率を加算し補正するものとする。 保証の方法は、原則、発注者が金銭的保証を必要とする場合の補正率0.04%とする。 なお、当初設計金額が<u>300万円以上</u>の場合に補正の対象となる。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">履行保証説明書</p> <p>契約の保証について 落札者は、工事請負契約の締結にあたって、次の1から6に掲げるいずれかの履行保証措置を講じなければならない(ただし、当初の請負代金額が<u>300万円未満</u>のものは除く)。</p> <p>以下 (略)</p>